

太田市老人福祉法に係る措置決定等の基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第10条の4及び第11条第1項の規定等に基づく措置の決定、解除等に係る必要な基準等を定めるものとする。

(居宅介護サービスの措置の基準)

第2条 法第10条の4第1項各号等の規定により、老人に介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護等）を提供することを委託する措置は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 65歳以上の者であること（第5条の規定により特例として認められる場合を除く。）。
- (2) 次のアからウに掲げるやむを得ない事由により、介護保険法に規定する居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められること。
 - ア 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合
 - イ 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合
 - ウ その他市長がやむを得ない事由があると認める場合

(老人ホームの入所措置の基準)

第3条 法第11条第1項第1号の規定により、老人を養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該老人が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 65歳以上の者であること（第5条の規定により特例として認められる場合を除く。）
- (2) 環境上の事情については、次のア及びイに該当すること

事項	基準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又は既往症が合っても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や居住の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

- (3) 経済的事項については、老人福祉法施行例（昭和38年政令第247号）第2条に

規定すること。

2 法第11条第1項第2号の規定により、老人を特別養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託する措置は、当該老人が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 65歳以上の者であること（第5条の規定により特例として認められる場合を除く。）
- (2) 当該老人が、介護保険法に規定する要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、健康状態が次の基準を満たすこと
 - ア 入院加療を要する病態でないこと
 - イ 感染症を有し、他の被措置者に感染するおそれがないこと
- (3) 次のアからウに掲げるやむを得ない事由により、介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められること
 - ア 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合
 - イ 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合
 - ウ その他市長がやむを得ない事由があると認める場合

3 市長は、前項に規定する者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、直ちに当該老人の実態を調査し、介護保険法に規定する要介護認定の結果を基に、次に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行う。

- (1) 当該老人の意思と尊厳
- (2) 当該老人、家族等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境
- (3) 近隣住民等への生活の影響
- (4) その他当該老人、家族等の福祉を図るために必要な事情

4 前項に規定する要介護認定を当該老人が受けていない場合は、市町村長は必要に応じて要介護認定を実施する。ただし、急を要する場合は、次項による措置の決定後又は措置の開始後にこれを実施する。

5 市長は、老人ホームへの入所措置の適否を判断するため、別に定める要綱により、老人ホーム入所判定委員会を設置し、当該委員会に審査票等による総合的な措置の要否の判定を依頼して、その結果に基づき措置の決定を行うものとする。

（養護委託の措置の基準）

第4条 法第11条第1項第3号の規定により、養護受託者に老人の養護を委託する措置は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 委託しようとする老人が次に該当すること。

ア 65歳以上の者であること(第5条の規定により特例として認められる場合を除く。)

イ 養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不適当と認められること

(2) 次項の基準により、市長が適当と認めた養護受託者に委託すること。

(3) 次のいずれの場合にも該当しないこと。

ア 委託の措置によって、当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が養護受託者の生活を乱すおそれがある場合

イ 養護受託者が老人の扶養義務者である場合

2 市長は、養護受託希望者の申出に対し、おおむね次の各号のいずれにも該当する場合に、養護受託者として決定するものとする。

(1) 本人及びその家族が老人の養護受託について理解と熱意を有する者であること。

(2) 本人及びその家族が身体的及び精神的に健康な状態にある者であること。

(3) 当該世帯の経済的状況が委託する老人の生活を圧迫するおそれがない者であること。

(4) 受託の動機が老人の労働力又は委託費の搾取のおそれがない者であること。

(5) 本人及びその家族の性格、信仰等が老人の心身に悪影響を及ぼすおそれがないこと。

(措置の特例)

第5条 法第5条の4に定める65歳未満の者であつて特に必要があると認められる者に対して行われる法第10条の4又は法第11条第1項第2号に規定する措置は、次の各号のいずれにも該当する者について行うものとする。

(1) 法第10条の4又は法第11条第1項第2号の措置の基準に適合する者。

(2) 介護保険法第7条第3号第2号に該当する者。

2 法第5条の4に定める65歳未満の者であつて特に必要があると認められる者に対して行われる法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

(1) 60歳以上で、法第11条第1項第1号又は第3号のいずれかの措置の基準に適合する者。

(2) 60歳未満で、次のいずれかに該当する者。

ア 老衰が著しく、かつ、生活保護法に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができないとき

イ 初老認知症に該当するとき

ウ その配偶者（60歳以上の者に限る。）が老人ホームへの入所の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が老人ホームへの入所基準に適合するとき（措置の開始）

第6条 市長は、前4条に規定する措置の基準に適合する老人については、太田市老人福祉法施行細則（平成17年太田市規則第123号）その他別途定める規定に従い、措置を開始するものとする。

2 市長は、措置を決定した後、随時、当該等措置を受けた者の出身世帯等を訪問し、必要な調査、指導その他必要な援助を行うものとする。

（入所措置に係る実態調査）

第7条 市長は、第3条の規定により老人ホームへ入所する措置又は入所を委託する措置を受けている者について、年1回その実態を調査し、入所継続の要否について見直すものとする。

2 前項の規定による見直しの結果、入所要件に適合しないとみなされる者（入所継続の必要性に検討することを要しないとみなされる者を含む。）について、老人ホーム入所判定委員会に判定を依頼し、その結果に応じて第8条及び第9条に規定する措置の変更、解除等の適切な措置を講ずるものとする。

（措置の変更）

第8条 市長は、第2条から第5条までに規定する措置を受けている者が他の措置を受けることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、当該措置を変更するものとする。

（措置の解除の基準）

第9条 市長は、第2条から第5条までに規定する措置を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その時点において、当該措置を解除するものとする。

- (1) 第2条から第5条までに規定する措置の基準に適合しなくなった場合
- (2) 老人ホームを退所した場合
- (3) 死亡した場合
- (4) 入院その他の事由により、老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想される場合又はおおむね3箇月を超えるに至った場合
- (5) 養護老人ホームの措置を受けている者が、介護保険法に基づく施設サービスの利用が可能になった場合
- (6) やむを得ない事由による措置に関して、次のアからウのいずれかに該当す

ることになった場合

ア 特別養護老人ホーム等に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになった場合

イ 成年後見制度に基づき、本人を代理する補助人等を活用することにより、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行なうことができるようになった場合

ウ その他市長が、措置に係る者がやむを得ない事由の解消により介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めた場合

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。